様式第５（第21条の16第１項関係）

修習事務規程認可申請書

平成　　年　　月　　日

経済産業大臣　　殿

指定修習機関

代表者　　㊞

弁理士法施行規則第21条の16第１項の規定に基づき、別添のとおり修習事務規程の認可を申請します。

〔備考〕

１　この申請書は、経済産業大臣に提出すること。

２　この申請書には、修習事務規程を添付すること。